

令和 8 年度厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス 対象候補事業（概要）

令和 8 年 4 月

厚生労働省大臣官房会計課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

	事業名	所管部局	頁
①	総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業	医政局	1
②	臓器移植対策事業	健康・生活衛生局	3
③	予防接種対策費	感染症対策部	5
④	医薬品等国際化対策事業（アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業）	医薬局	7
⑤	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	労働基準局	8
⑥	刑務所出所者等就労支援事業	職業安定局	9
⑦	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 （テレワーク普及促進等対策）	雇用環境・均等局	10
⑧	中高年世代活躍応援プロジェクト	人材開発統括官	12
⑨	戦没者追悼式挙行等事業	社会・援護局	13
⑩	障害者総合福祉推進事業	障害保健福祉部	15
⑪	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費（保険料納付手数料等）	年金局	16
⑫	医療提供体制設備整備交付金（医療情報化支援基金） ※基金事業	医政局（医薬局、保険局）	19

①総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業 1/2

総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

令和8年度当初予算額 4.5億円 (4.5億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 1.1億円

1 事業の目的

○ 経済財政運営と改革の基本方針2025において、総合的な診療能力を有する医師の育成等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

2 事業の概要・スキーム

総合診療医センター(仮称)の設置

- ・総合診療科医師を責任者とするいわゆる総合診療の医局・講座をブロック毎に設置し、経験豊富で指導力がある指導医を集約する
- ・主に地域枠学生を対象としたシームレスな実習・研修プログラムの策定
- ・地域枠学生の選考時から、卒後のキャリア支援まで行う一貫した指導体制を確立する。
- ・医師少数区域等、地域医療を担う医療機関でのバックアップ等体制整備
- ・医学生・医師の総合診療医(家庭医や病院総合医など)の多様なキャリアパスを構築支援

ブロック毎の総合診療研修施設ネットワークの確立
総合診療医センターはハブとして機能
学術的な側面は、地域における実習や研修において支援



ブロック内医師少数地域等



補助事業内容 各過程横断項目

- ・総合診療医センターの医師が自らキャリアパスのモデルを提示
- ・総合診療医を目指す医師(特に地域枠入学者)の専門研修へ向けたキャリアに関するサポート
- ・研修後の勤務先の提供、調整

補助事業内容 医学教育

- ・総合診療科の講座構築のための講師派遣
- ・ネットワークを用いて指導体制が充実した地域実習(総合診療)を提供し、地域枠学生の医師少数地域等での実習促進

補助事業内容 臨床研修

- ・広域ネットワーク化した地域重点型研修プログラムの整備・提供(医師少数区域を含む充実した研修)

補助事業内容 専門研修とその後

- ・診療内容の相談対応、診療時対応の際の指導医・上級医のサポート
- ・医師少数区域で診療する際のバックアップ機能

3 実施主体等

◆実施主体：医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学

◆補助率：定額 ◆事業実績：令和7年度交付対象大学数→12大学

秋田大学、福島県立医科大学、新潟大学、金沢大学、福井大学、三重大学、島根大学、広島大学、山口大学、香川大学、愛媛大学、大分大学

総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

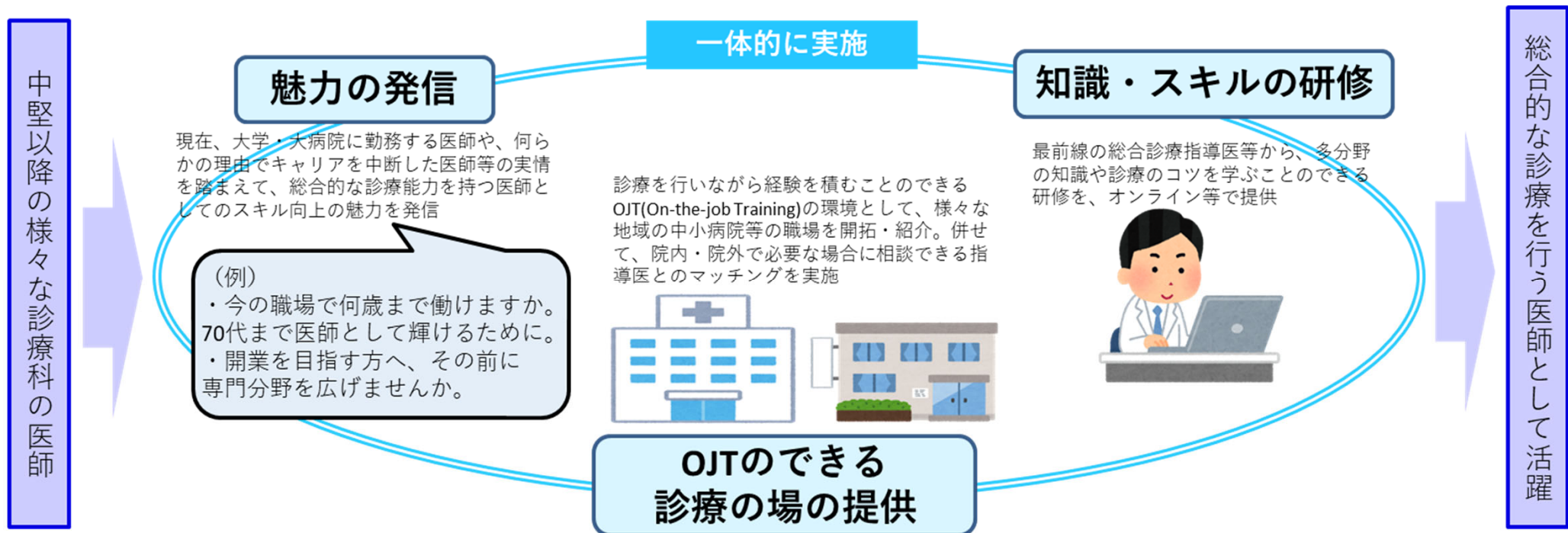
① 施策の目的

・経済財政運営と改革の基本方針2025において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

② 対策の柱との関係

I	II	III

③④ 施策の概要、スキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



・実施対象:関係学会等 ・補助率:定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・中堅以降の様々な診療科の医師等に対しリカレント教育を実施することで、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の育成に寄与し、地域偏在と診療科偏在対策の更なる推進が見込まれる。

②臓器移植対策事業 1/2

臓器移植対策事業費補助金

令和8年度予算額：1,053百万円（令和7年度予算：939百万円）

- 適正かつ安定的に臓器のあっせんが行われるよう、臓器あっせん機関に所属するコーディネーターの人件費等については、「臓器移植対策事業費補助金」(※1)により国庫補助を実施している。
- 令和8年度予算では、ドナー関連業務実施法人におけるコーディネーターの人件費等に加えて、当該法人が臓器あっせんを行うにあたって必要なJOTのシステム整備費(※2)等を計上している。
- 当該補助金の事業費メニューは以下の通りであり、各臓器あっせん機関へは、令和8年度予算額を上限とした上で、厚生労働大臣が必要と認められた額を交付する。

事業費メニュー(※1)	実施主体	対象経費等
1. あっせん業務関係事業費	JOT	所属するコーディネーター等の人件費、レシピエント選定・あっせん事例の進捗管理等に係るシステム整備費(※2)や移植検査業務に必要な人件費・備品費等
	ドナー関連業務実施法人	所属するコーディネーター等の人件費や対応したあっせん事例を管理するためのシステム整備等に必要経費 (対象経費例: コーディネーター等の賃金、システム整備に必要な役務費等)
2. あっせん事業体制整備費	JOT	各地域の都道府県臓器移植コーディネーターや臓器提供施設と連携して実施する研修会の開催、臓器あっせん機関(ドナー関連業務実施法人含む)に所属するコーディネーターの研修やドナー家族への心理的ケア等に必要経費
	ドナー関連業務実施法人	各地域の都道府県臓器移植コーディネーターや臓器提供施設と連携して実施する研修会の開催やドナー家族への心理的ケア等に必要経費 (対象経費例: 研修会の開催等に係る諸謝金・消耗品費・委託費、ドナー家族への支援を実施する職員の賃金等)
3. 普及啓発事業費	JOT	国民への臓器移植に関する普及啓発活動等に係る経費
4. 運営管理費等経費	JOT	臓器移植に関する各種委員会を開催するために必要経費
	ドナー関連業務実施法人	臓器移植に関する各種委員会を開催するために必要経費やあっせんに係る事務処理等を行う職員の人件費 (例: 臓器移植に関する委員会の開催に必要な諸謝金や会議費、事務職員の賃金等)
5. 初度設備費	ドナー関連業務実施法人	ドナー関連業務実施法人を新設する際に必要設備等を整備するための経費 (対象経費例: 什器や備品の購入に係る費用、消耗品の購入に係る費用等)

(※1) 臓器移植対策事業費補助金(令和8年度予算額:1,053百万円、令和7年度予算額:939百万円)

補助先:臓器あっせん機関(JOT及びドナー関連業務実施法人)、補助率:事業費メニューのうち「3. 普及啓発事業費」及び「4. 運営管理費等経費」は1/2補助、それ以外は10/10補助

(※2) ドナー関連業務に係るシステムの整備等

システム予算については、毎年度JOTの基幹システムの改修経費を計上している。令和8年度以降、ドナー関連業務実施法人があっせん業務を行うにあたって、JOTのシステムを利用する予定としている。当該法人がJOTのシステムを利用するにあたり、利用権限や閲覧範囲を見直すことなど、JOTのシステムの整備が必要になるが、令和8年度当初予算額に加えて、令和7年度補正予算において改修に必要な経費として1.5億円を計上している。

臓器提供施設連携体制構築事業

令和8年度予算額 277百万円（令和7年度：272百万円）

- 令和元年度より、臓器提供の経験が豊富な施設（拠点施設）が、連携施設に対して平時からのノウハウの共有やドナー発生時の人員派遣等を実施することで、全国の臓器提供施設を支援する「臓器提供施設連携体制構築事業」を実施している。
- 令和6年度より、臓器提供全般に係る支援など、拠点施設の中でも更なる事業の促進に努めている拠点施設については、「移植医療支援室を有する拠点施設」として認定した上で、国庫補助額を上乗せして交付している。
- 令和8年度においては、拠点施設の中でも特に実績のある施設における好事例を、「移植医療支援室を有する拠点施設」が実施する事業内容として追加し、令和8年1月28日から公募を開始している。

事業実施内容（※）赤字は「移植医療支援室」を有する拠点施設が追加で実施する事業

拠点施設

- 〈要件〉
- ✓ 脳死判定が可能な医師が常勤
 - ✓ 脳波測定が可能な検査技師が常勤 等



平時からの体制整備

- ・ 拠点施設や関係団体等が開催する研修等に参加し、臓器移植に関わる職員の育成 等

事例発生時の対応

- ・ 入院患者が器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった場合、拠点施設へ報告し、必要な支援を受ける
- ・ 拠点施設での事例発生時には見学を通して、ノウハウを蓄積
- ・ 臓器提供が検討される事例が発生した場合、迅速に拠点施設へ連絡するとともに必要な支援を受ける 等

平時からの体制整備

- ・ 3ヶ月に1回の会議を通じて、事例対応におけるノウハウの共有
- ・ 研修等を通じた、関係職員の育成 等

事例発生時の対応

- ・ 連携施設において、器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった患者が発生した段階で、速やかに必要な支援を実施
- ・ 拠点施設での事例発生時には、連携施設の関係職員の見学を受け入れ、教育を実施
- ・ 連携施設での事例発生時には、人員派遣等も含めた支援や技術的助言を実施 等

連携施設

- ✓ 拠点施設から支援を受け、自施設の体制を整備
- ✓ 拠点施設に対して、体制整備状況等を報告



「移植医療支援室」を有する拠点施設

- 〈要件〉
- 通常の拠点施設に加えて、主に以下の要件を満たす
 - ✓ 一定の臓器提供実績があること
 - ✓ 院内COを中心とした臓器提供対応チームの設置
 - ✓ 本事業に不参加の施設に対して参加を促すなど、地域調整を行う職員の設置 等



平時からの体制整備

- ・ 拠点施設や関係団体等が開催する研修等に参加し、臓器移植に関わる職員の育成 等

事例発生時の対応

- ・ 入院患者が器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった場合、拠点施設へ報告し、必要な支援を受ける
- ・ 拠点施設での事例発生時には見学を通して、ノウハウを蓄積
- ・ 臓器提供が検討される事例が発生した場合、迅速に拠点施設へ連絡するとともに必要な支援を受ける 等

平時からの体制整備

- ・ 3ヶ月に1回の会議を通じて、事例対応におけるノウハウの共有
- ・ 研修等を通じた、関係職員の育成 等

事例発生時の対応

- ・ 連携施設において、器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった患者が発生した段階で、速やかに必要な支援を実施
- ・ 拠点施設での事例発生時には、連携施設の関係職員の見学を受け入れ、教育を実施
- ・ 連携施設での事例発生時には、人員派遣等も含めた支援や技術的助言を実施
- ・ 主診療科の負担軽減を行う臓器提供対応チームの設置助言
- ・ 深昏睡患者のルーチンチェック
- ・ 問診票等により、患者の臓器提供に関する意思表示の把握 等

連携施設

- ✓ 拠点施設から支援を受け、自施設の体制を整備
- ✓ 拠点施設に対して、体制整備状況等を報告

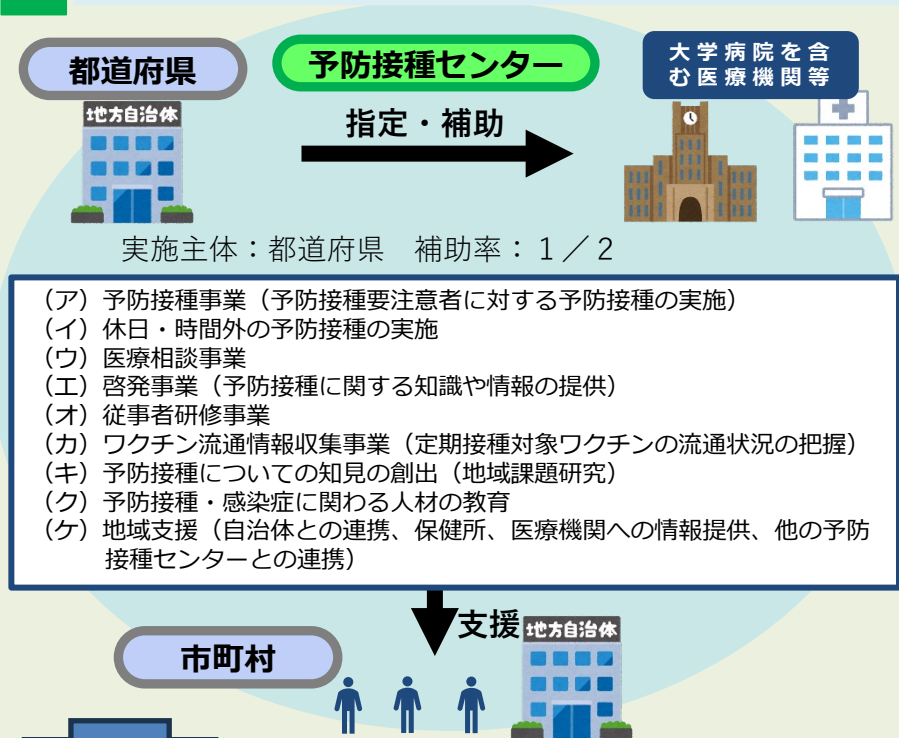


予防接種センター機能推進事業



R6年度予算額 31百万円 → R7年度予算額 31百万円 → R8年度予算額 19百万円

事業目的・概要

予防接種センター機能推進事業については、次の感染症危機の対応において、都道府県は実施者として住民接種を実施するとともに、市区町村が住民接種を実施するにあたり市区町村を事務的、技術的に支援することが求められる。このため、都道府県は、平時から過去のパンデミックにおける大規模接種会場の運営経験や市区町村等との情報共有で得た知見等を集約するとともに、関係者との連携に努めることにより、パンデミック発生時に備えた接種体制を構築することが重要である。これを踏まえ、本事業を活用し、平時から都道府県も有事に予防接種・市区町村支援を実施することを想定し、市区町村では対応困難な医学的な知見が必要となる専門的な相談を住民から受け付ける相談窓口の設置、平時からの卸等との流通状況の把握や調整の円滑化、予防接種に関わる人材の育成、大学と連携した調査研究等を通じた予防接種の安全性や有効性についての知見創出に取り組む。



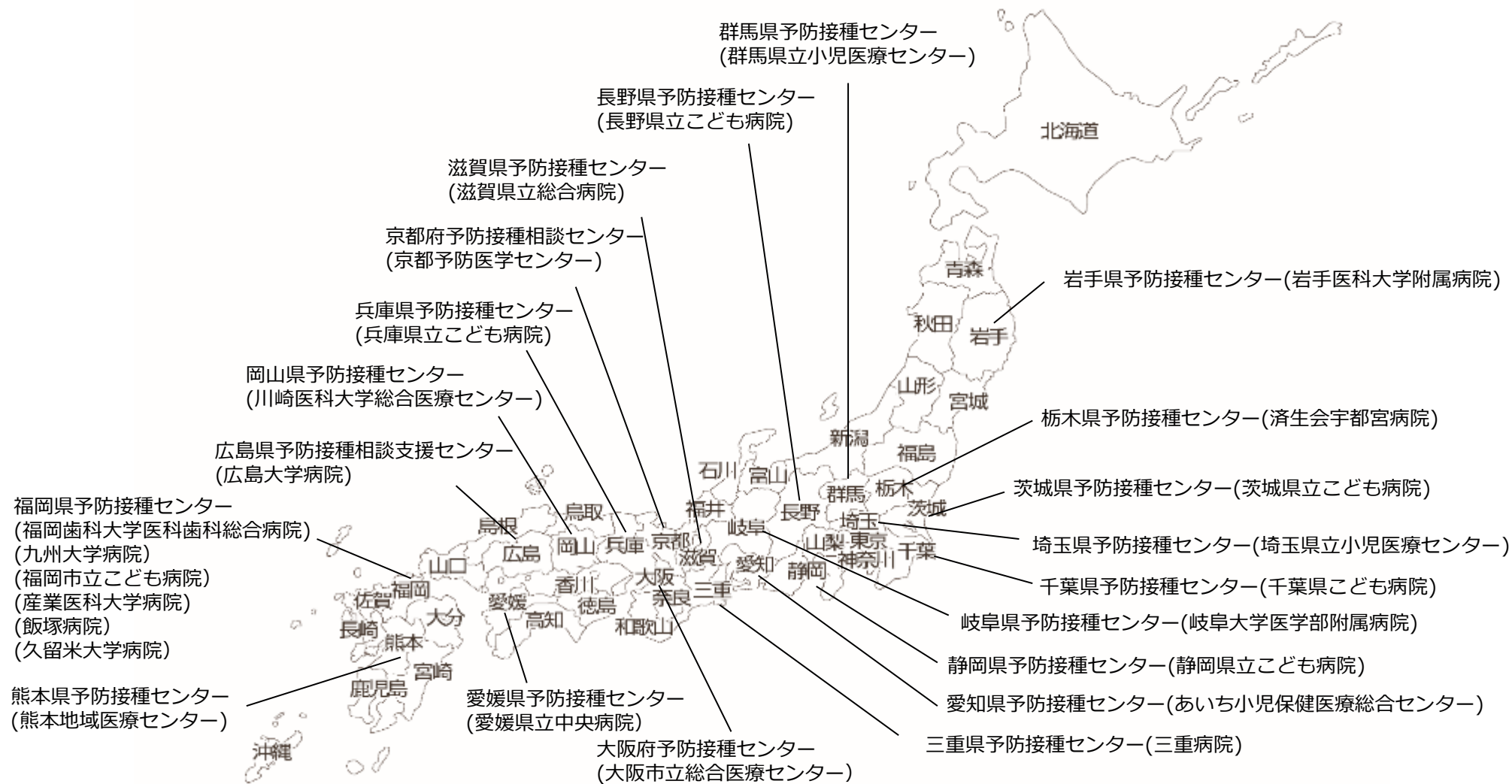
先行事例の取組

<p>事業概要</p>	<p>県民が安心して予防接種を受けられる体制を構築するため、予防接種の実施に際して注意を要する者等（心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈した事のある者等）からの相談に対応し、接種を行うとともに、予防接種に関する情報提供等を実施。</p>	
<p>事業内容</p>	<p>(1) 予防接種の実施等 慎重に予防接種を実施する必要のある予防接種要注意者等に対する予防接種を市町村からの委託により実施。また、健康被害が発生した場合に迅速かつ適格な対応。</p> <p>(2) 医療相談事業 予防接種要注意者からの予防接種の事前・事後における医療相談事業や、地域の医療機関等からの相談等の対応。</p> <p>(3) 予防接種に関する知識や情報の提供 副反応を含む予防接種に関する知識や情報、さらには感染症に関する知識等の提供、医療従事者向け研修会等の実施。</p>	<p>電話相談の様子</p>  <p>研修会の様子</p> 

主な指標

- 【アウトプット（活動指標）】 予防接種センター機能病院の設置数件数
- 【短期アウトカム（成果指標）】 予防接種機能センター機能を有している医療機関での相談件数
- 【長期アウトカム（成果指標）】 定期接種（A類疾病）の実施率

③ 予防接種対策費 2/2



○ 予防接種センター機能は、現時点で20府県25カ所の設置に留まっています。
地域での予防接種の中核機能として、全都道府県への設置と機能強化について、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業

令和8年度当初予算額 2.8億円 (3.2億円) [うち、アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業 1.9億円 (2.5億円)]

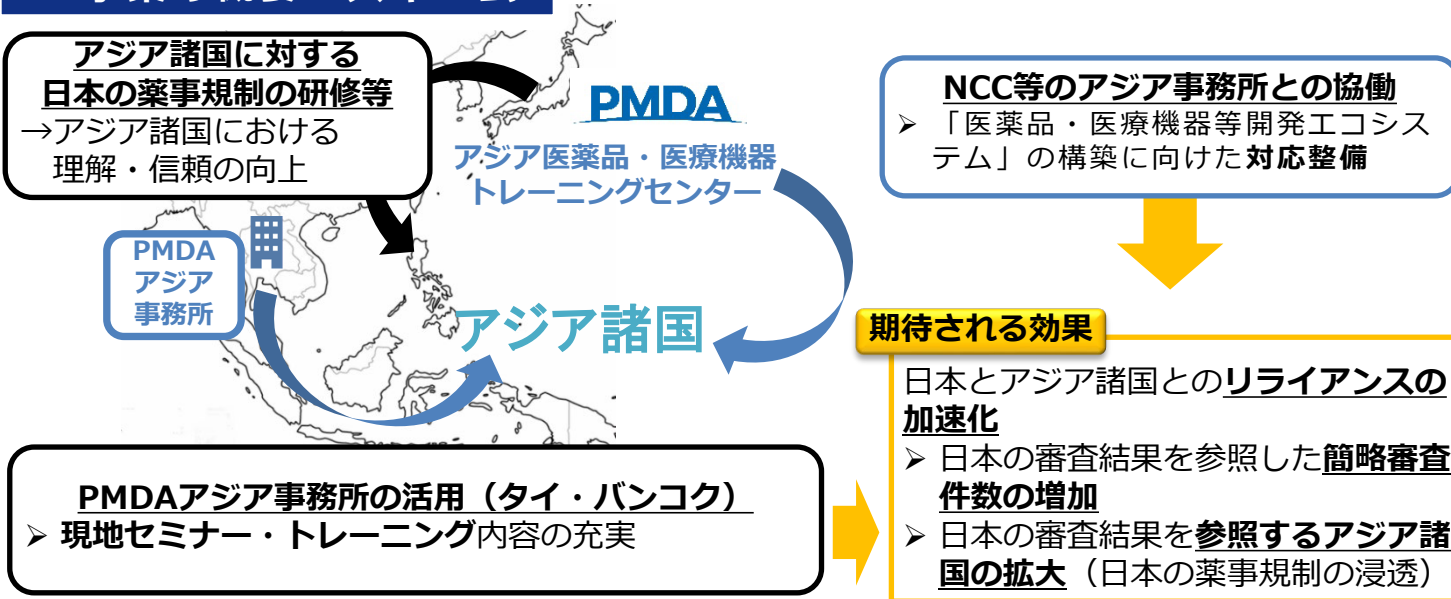
※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」（令和2年7月14日健康・医療戦略推進本部決定）等に基づき、**アジア地域における薬事規制の調和とリライアンス（日本の審査結果を参照した相手国での簡略審査）の推進**が求められている。これまで、PMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局担当者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施してきた（2016～2024年度までに合計120回のセミナーを開催、76の国/地域及びWHOからのべ3,559人（うちアジア諸国から3,067人）の規制当局担当者が参加）。これにより日本の薬事規制に対する理解・信頼が向上し、日本の審査結果を参照する制度（簡略審査制度）を導入するアジア諸国が年毎に増加している。これを更に進めるため令和6年7月にタイ・バンコクに設立した**PMDAアジア事務所を活用し、現地ニーズの直接把握を通じた規制当局向けトレーニングの充実**を行う。
- また、同様にバンコクに海外事務所を設置しているNCC等と連携し、まず**タイに臨床開発環境整備・薬事規制能力強化のための並走・循環型支援システム「医薬品・医療機器等開発エコシステム」の構築**をすすめ、医薬品・医療機器へのアクセスを推進する。あわせて、**アジア諸国におけるUHC達成に貢献すること**を目標としてこのエコシステムをインドを含む他のアジア諸国に展開するため、必要なニーズ調査を実施する。

目的 ・ タイを皮切りに「**医薬品・医療機器等開発エコシステム**」の構築を進め、**医薬品・医療機器のアクセスを推進**する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- PMDA
- PMDAアジア事務所の運営のための所要経費（事務所家賃、人件費（常勤・現地採用職員）等）
(国：PMDA = 1 : 1で負担)

⑤特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 1/1

特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費

令和8年度予算額 5.2億円 (4.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

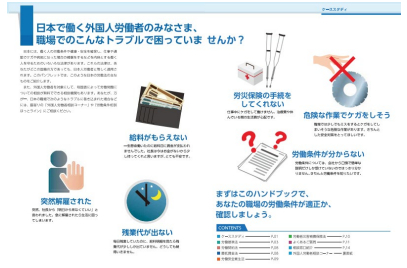
令和7年10月末時点において外国人労働者数は約257万人と過去最多となっている。
 これら労働者の労働条件の確保・改善、労働災害の防止等を図り、特定分野の労働者（外国人労働者等）についての労働災害の防止等を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム

労働局及び労働基準監督署に、外国人労働者労働条件相談員等の特定分野に係る労働条件相談員を配置し、外国人労働者や当該労働者を使用する事業場への相談及び指導を行い、特定分野における労働者の労働条件の確保・改善のため、法令や制度の周知啓発等を行う。

〔具体的な取組〕

- 外国人労働者向けのパンフレットを作成する。
- 相談窓口にて外国語の相談に対応する労働条件相談員を配置する。



3 成果目標

外国人労働者等の労働災害防止に寄与する。
 <成果指標> 外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下にする。(2027年度)

活動・成果目標と実績	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	最終目標年度 2027年度
当初見込み/目標値 (千人率)	--	--	2.36	2.3	2.3	2.3
活動実績/成果実績 (千人率)	2.63	2.77	2.71	--	--	--
達成率(%)	--	--	87.1	--	--	--

⑥ 刑務所出所者等就労支援事業 1/1

刑務所出所者等就労支援事業

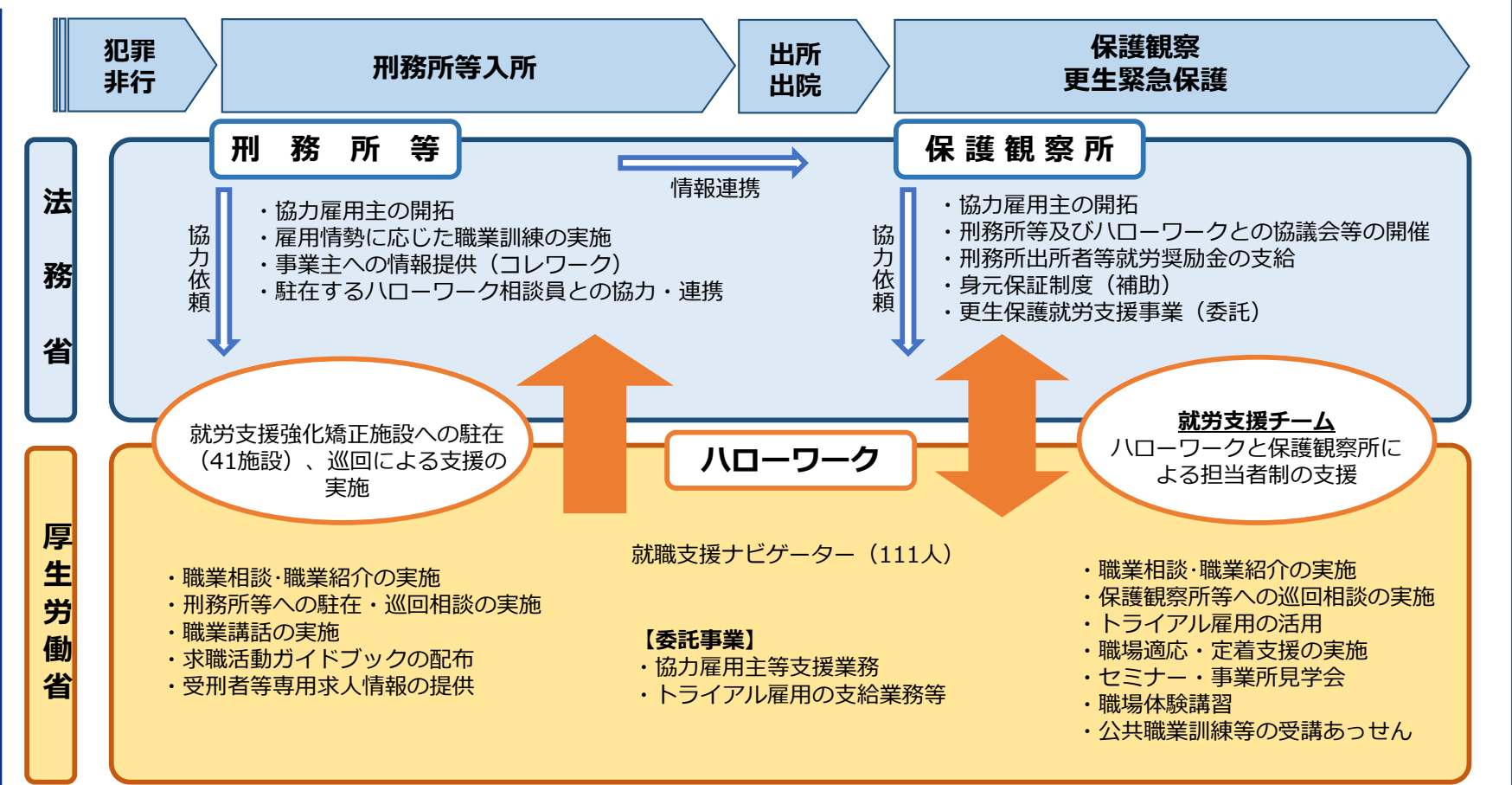
令和8年度当初予算額 7.0億円 (6.8億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	56/100			44/100

1 事業の目的

○ 刑務所出所者等に対して、ハローワーク、刑務所等及び更生保護機関等が連携し、職業相談・紹介を行うとともに、協力雇用主等を対象とした求人開拓等の総合的な支援を行うことにより、その就労による自立を図る。
(平成18年度～)

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 【実施主体】**
- 国
 - 委託事業 (NPO等)
- 【事業実績】**
- 支援対象者数
 - 4年度: 6,219人
 - 5年度: 6,185人
 - 6年度: 6,370人
 - 就職率
 - 4年度: 48%
 - 5年度: 49%
 - 6年度: 54%
 - 刑務所出所者等専用求人数
 - 4年度: 28,122人
 - 5年度: 30,127人
 - 6年度: 31,642人

テレワーク・ワンストップ・サポート事業

令和8年度予算額 1.1億円 (1.3億円) ※()内は前年度当初予算額。

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
1/2	1/2		

1 事業の目的

➤ テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

➤ テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイスを実施

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

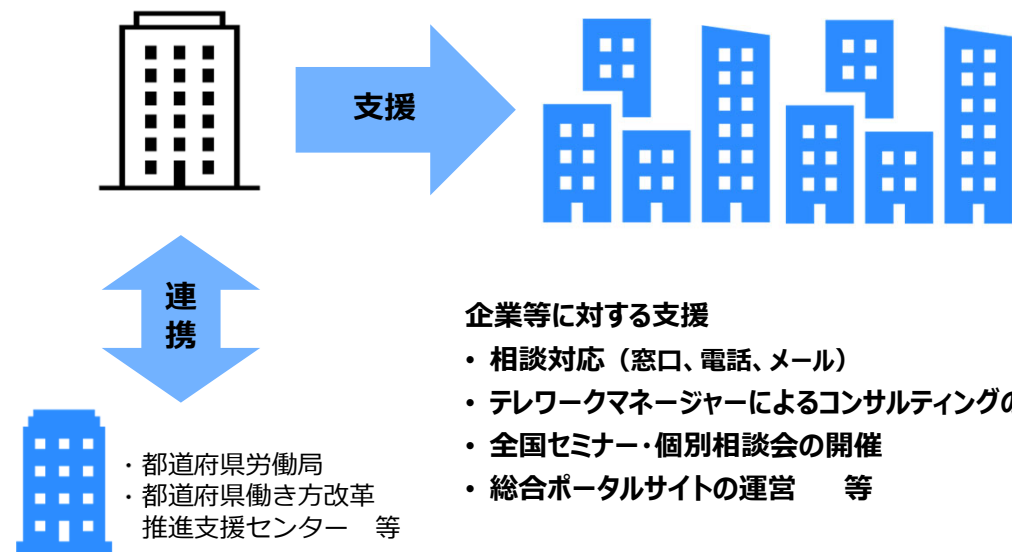
中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

実施主体：民間事業者等

適切な労務管理下におけるテレワークの実施
テレワーク相談センター



人材確保等支援助成金 (テレワークコース)

令和8年度予算額 1.4億円 (1.4億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- 多様な働き方の実現や生産性の向上、各企業における人材確保・定着等の観点から、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進に取り組むことは重要。
- このため、適切な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

2 事業の概要

○令和7年度から制度導入助成及び目標達成助成に重点化

制度導入助成 下表のテレワーク制度導入要件とテレワーク実績基準を満たした事業主に支給

支給要件	支給額
<p>【新規導入企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレワーク制度導入要件 <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則におけるテレワーク制度の整備 ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 <ul style="list-style-type: none"> ・評価期間（3か月）に一定回数以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ・評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする <p>【テレワーク導入済み企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレワークの実施拡大に関する要件 <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の見直し等のテレワーク制度の拡充（そのためのコンサルティングを含む） ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 <ul style="list-style-type: none"> ・評価期間（3か月）における延べテレワーク実施人数を評価期間前の実績値から25%以上増加 	20万円

目標達成助成 下表の離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

支給要件	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・評価期間後の離職率が30%以下かつ評価期間前を上回っていないこと ・評価期間後のテレワーク実施率が評価期間中の実績を下回っていないこと 等 	10万円<※15万円> ※左記に加え賃上要件達成時

中高年世代活躍応援プロジェクト

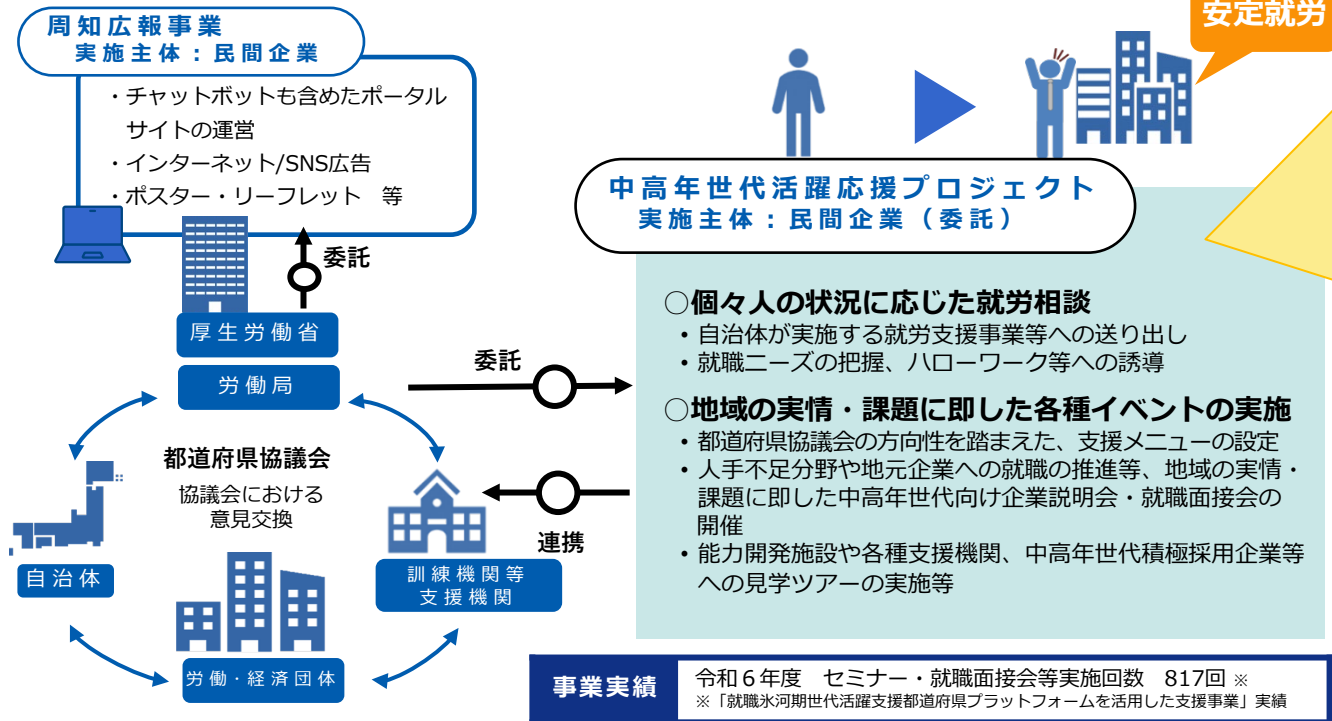
令和8年度当初予算額 5.6億円 (5.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年世代の中には、非正規雇用の期間が長く能力開発の機会に恵まれなかった等の理由により、処遇面でも厳しい状況に置かれている方々や、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在する。
- このため、本プロジェクトにより、地方自治体・国と民間団体が一体となり、中高年世代の方々の安定就労の実現を支援する。
- 具体的には、
 - ・ 労働局、地方自治体、労働・経済の地元団体、訓練機関等支援機関をメンバーとする協議会が、人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題も踏まえた支援施策の方向性を取りまとめ、その具体化と事業の実施を民間企業に委託する。
 - ・ 委託を受けた民間企業は、民間企業ならではのノウハウを活かして、支援事業のメニューを作成し展開する。
 - ・ また、この取組みの成果を高めるため、社会参加から就職後の職場定着までの多岐にわたる支援施策を、ワンストップで本人や家族に届けるための広報事業を国が実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



(調査研究の結果※を踏まえたモデル的メニューの検討・実施)

- ▶当事者の状況やニーズを踏まえた企業説明会や就職面接会の開催等
- ▶夜間・土日などの柔軟な訓練期間を設定する等、在職中の非正規労働者でも受講しやすい訓練メニューの紹介、見学会の開催
- ▶転職・再就職・復職に際して切れ間なく働き続けるための学び直しの機会と方法に関するワークショップの開催
- ▶オンラインサロン等の仕組みを活用した、当事者同士の交流のための場の提供
- ▶同世代の成功体験を共有できるような機会の提供
- ▶グループカウンセリングやグループでの共同作業を通じた基礎的能力等の向上支援 等

※令和7年10月にJILPTが公表した「就職氷河期世代（ミドル世代）の働き方と支援ニーズ—ハローワーク・サポステ利用者に対するインタビュー調査の知見から—」では、積極的活動者に対しては、当事者の状況やニーズを踏まえた就労支援機関のサポート等によりうまく面接の機会を得られるような「小さな労働市場」の創出や職業訓練による支援も有効であり、また、非積極的活動者や非活動者に対しては、社会とのつながりを感じさせる支援が中心となるため、ハローワーク・サポステのみならず、多様な支援の場が必要であるとの知見が得られている。

全国戦没者追悼式

(1)趣旨

全国戦没者追悼式は、我が国が戦後、平和国家として飛躍的な発展を遂げた陰には、先の大戦において300万余の尊い犠牲があったことに思いをさせ、これら戦没者の方々の尊い犠牲を永く子々孫々に伝えるとともに、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう恒久平和への誓いを新たにするという趣旨の下に、毎年8月15日に政府主催で天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで実施している。

昭和56年までは、その都度の閣議決定により式典を実施してきたが、昭和57年4月13日の閣議決定により、毎年8月15日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」として定め、この日に全国戦没者追悼式を実施することとされたため、以後これに基づき毎年追悼式を実施している。

式典は、宗教的儀式を伴わないものとされ全国から遺族代表を国費で参列させることとしている。

(2)開催状況

令和元年度までは例年約6,000人が参列し開催。

新型コロナウイルス感染対策として、令和2年度、令和4年度は1,400名程度、令和3年度は200名程度、令和5年度は3,300名程度に開催規模を縮小した。令和6年度以降は通常開催している。

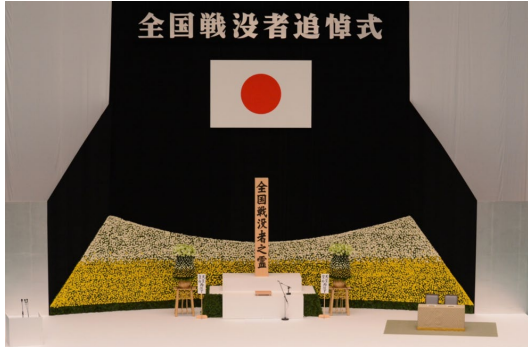
(参考)全国戦没者追悼式写真

(3)予算額

令和8年度予算:212,385千円
(諸謝金、参列旅費、会場借り上げ費、会場設営費 等)

式典の対象となる戦没者数	
軍人・軍属・準軍属	約230万人
外地死没一般邦人	約 30万人
戦災死没者	約 50万人

合計 約310万人



千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

(1)趣旨

昭和40年2月26日閣議において厚生大臣が、同年3月28日に千鳥ヶ淵戦没者墓苑において、厚生省に仮安置されている、遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨式を行い、引き続き天皇皇后両陛下の御臨場を仰いで、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の拝礼式を行う旨報告を行い、式典を実施した。

以来、翌昭和41年からは、名称を「千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式」として毎年春に皇族の御臨席をいただき、厚生労働省主催で実施している。

式典は、内閣総理大臣をはじめ遺族代表、来賓多数の参列を得て実施している。

(2)開催状況

令和元年度までは例年約500人が参列し開催。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により開催中止となったが、令和4年度及び令和5年度は開催規模を縮小した。令和6年度以降は通常規模で開催している。

(3)予算額

令和8年度予算:6,987千円(庁費)

(参考)千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式写真

【令和7年度 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の様子】



ご拝礼になる秋篠宮皇嗣同妃両殿下



納骨するご遺骨を受け取る福岡厚生労働大臣

障害者総合福祉推進事業(障害者保健福祉推進事業費)

令和8年度当初予算額 2.4億円(3.6億円)※(内は前年度当初予算額)

事業の目的

障害者総合福祉推進事業は、障害者総合支援法等を踏まえ、障害保健福祉施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等による実態把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して所要の助成を行う事業。

事業の概要・スキーム

○対象事業(令和7年度の例)

- ・療育手帳その他関連諸施策との運用上の課題および発達障害の初診ニーズに向けた取り組みに関する実態調査
- ・共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究
- ・特別児童扶養手当(精神の障害)の等級判定ガイドラインの運用上の課題等に関する調査研究 等

○事業の流れ

- ① 各課室への指定課題の登録依頼
- ② 公募要項、委員協議、実施要綱の作成
- ③ 公募
- ④ 財務会計審査・評価検討委員会の開催、採択
- ⑤ 事業説明会
- ⑥ 概算払協議、支払計画、交付決定
- ⑦ 実施主体からの実績報告書の提出、事後評価
- ⑧ 実績報告の確定

実施主体等

1 実施主体:

都道府県、市町村(特別区、一部事務組合、広域連合を含む)、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人
その他法人

2 創設年度: 平成22年度

3 補助率: 定額補助(10/10相当)

4 実施方法:

公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、適当と認められた事業について採択を行う。(1課題あたり上限20百万円)

※外部有識者等による事後評価を行う仕組みも構築。

国民年金保険料収納対策のスキーム(概念図)

納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

- **口座振替納付**
 ※R6.3~口座振替の電子申請を導入
 (利用状況)
 R4年度 2,998万月 → R5年度 2,917万月 → R6年度 2,876万月
- **クレジットカード納付**
 (利用状況)
 R4年度 548万月 → R5年度 587万月 → R6年度 618万月
- **2年前納制度**
 ・口座振替による2年前納制度
 (利用状況)
 R4年度 27万件 → R5年度 31万件 → R6年度 25万件
 ・現金及びクレジットカードでの2年前納制度
 (利用状況)
 R4年度 17万月 → R5年度 17万月 → R6年度 39万月
- **コンビニ納付**
 (利用状況)
 R4年度 2,142万月 → R5年度 2,108万月 → R6年度 2,057万月
- **インターネット納付**
 ※R6.8~「納付書によらない納付」を導入
 (利用状況)
 R4年度 743万月 → R5年度 888万月 → R6年度 972万月
 うち
スマートフォン決済アプリ納付
 ※R5.2~導入
 (利用状況)
 R4年度 13万月 → R5年度 225万月 → R6年度 339万月

未納者

市町村からの所得情報

(令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等勧奨

納付督促の実施

- ・質の向上
- ・効率化

督促度
重なる
応じないも

文書

R4年度 3,875万件
 R5年度 3,826万件
 R6年度 4,150万件

電話

R4年度 1,944万件
 R5年度 1,873万件
 R6年度 1,904万件

戸別訪問(面談)

R4年度 423万件

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終催告状	189,009件	176,779件	168,456件
督促状	133,476件	102,238件	99,962件
財産差押	12,784件	30,789件	26,797件

・最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上(H27.10~)
 [実績] R4年度 10件 → R5年度 86件 → R6年度 82件

○納付督促の外部委託(H17.10~)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
文書	1,027万件	972万件	903万件
電話	1,918万件	1,841万件	1,877万件
戸別訪問	409万件		
合計	3,354万件	2,813万件	2,780万件

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

免除等の周知・勧奨

・免除や学生納付特例(学生間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み)を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- 納付猶予対象者の拡大(H28.7~)
- 申請免除の簡素化 ①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~
 ②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5.3~)
- 免除の遡及期間の見直し(H26.4~)
- 免除委託制度開始(H28.4~)
- マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始(R4.5~)

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

国民年金の適用促進・保険料収納対策

令和6年度計画の概要	令和6年度計画に係る取組実績
<p>○確実な適用の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から提供される本人確認情報を基に、海外転入者等を早期に適用される仕組みを構築し、確実に適用を実施。 	<p>○確実な適用の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月より、J-LISから提供される本人確認情報に基づき、<u>海外から転入された方等を早期に把握するためのシステムを稼働させ、毎月、年金制度未加入者への届出勧奨及び職権適用を実施し、令和6年度末までに2.0万人を職権適用。</u> J-LISから提供される本人確認情報を活用し、<u>20歳到達者99.0万人、年金制度未加入である節目年齢(34・44・54歳)到達者1.9万人を職権適用。</u>
<p>○制度周知及び制度理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワークと連携し、雇用保険説明会における届出勧奨や制度の説明等の取組を実施。 市区町村職員向け研修を実施する等、市区町村との連携を図り、適正な届出を促進。 チラシ・パンフレット及びSNSや機構ホームページ等を活用し、制度案内を充実。 	<p>○制度周知及び制度理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワークが実施する雇用保険説明会において、離職者に対する被保険者種別変更の届出及び失業を事由とする特例免除制度について周知を行うとともに、届書や申請書の配付を行い、自主的な届出を促進。 機構が作成している「国民年金事務の手引き」等について、電子申請の対象となる手続の追加や制度改正内容を反映させる等の見直しを実施。さらに、これらの資料を用いて、国民年金事務に従事する市区町村担当者を対象とした研修を実施し、窓口相談時における住民への適切な案内を依頼。 市区町村と連携し、納付書に同封するリーフレットや情報誌「かけはし」等の活用による制度周知を図るとともに、その他の関係機関・民間企業に対して産前産後免除の制度周知を依頼。 20歳到達者向けの国民年金制度の概要や納付することのメリット、納付方法の手続、学生納付特例制度等を分かりやすく周知するための動画の機構公式Xによる周知を実施。
<p>○納付率等の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度分保険料の現年度納付率は前年度実績以上を確保。 令和5年度分保険料過年度1年目納付率及び令和4年度分保険料最終納付率は80%台を確保。 口座振替及びクレジットカード納付の実施率は前年度を上回る水準を確保。 	<p>○納付率等の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳到達者や若年層に対する納付督促を徹底すること等、納付に重点を置いた行動計画を策定し、効果的・効率的な取組を実施。また、長期未納者、免除等対象者、このままでは無年金・低年金となることが見込まれる者等への取組を確実に実施。 <u>令和6年度分保険料の現年度納付率は78.6%(前年度実績から+0.9pt)、令和5年度分保険料の過年度1年目納付率は84.0%、令和4年度分保険料の最終納付率は84.5%となり、それぞれの目標を達成。</u> 口座振替及びクレジットカード納付の利用促進について、保険料収納の安定的確保及びお客様の利便性向上等の観点から、口座振替申出書や前納制度等を周知するリーフレット等を送付し勧奨を実施した結果、<u>口座振替・クレジットカード納付の実施率(合計)は41.5%となり、令和5年度末の41.4%から0.1pt上昇し、目標を達成。</u>

厚生年金保険の適用と徴収実績について

利用しやすい環境づくりの整備

- **電子申請**
事業所に対し、GビズIDやe-Gov等を活用した電子申請の利用を促進。
【R6年度電子申請利用割合】
・資本金1億円超の法人等 :94.6%
・51人以上事業所 :86.8%
- **オンラインによる情報提供**
これまで紙(郵送)や電話等で情報提供していた保険料額情報等について、お客様からの申請に基づき、e-Govの電子送達サービスを活用して電子的に情報提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始。(令和5年1月サービス開始)
令和7年3月末時点の申込件数(事業所及び社会保険労務士の合計)は115,008件となっている。

- **口座振替の利用促進**
機構ホームページ及び機構公式X(旧Twitter)において、適用事業所の事業主向けに口座振替の利用によるメリット等を案内する等により利用を促進している。
【口座振替実施率】
・厚生年金保険
R5 : 81.5% R6 : 81.8%
・協会管掌健康保険
R5 : 80.8% R6 : 80.9%

厚生年金保険の適用の可能性がある
法人事業所(国税庁情報に基づく調査対象)
約14.9万件
〔R7.3末時点〕

適用事業所に対する事業所調査

- **被保険者の資格や標準報酬等の詳細な確認等を総合的に行う総合調査を実施しており、引き続き雇用保険被保険者情報等を活用して効果的に取り組むことにより、未適用従業員に係る適用漏れの防止及び届出の適正化を推進する。**

年度	R 4	R 5	R 6
総合調査実施数	167,899	123,164	120,944
調査により適用した被保険者数	30,998	41,524	56,726

未適用事業所に対する適用促進

- 従来より、雇用保険適用事業所情報(平成14年度～)、法人登記簿情報(平成24年度～)を活用し、未適用の可能性のある事業所を把握し、加入指導に取り組んできた。
- **平成27年度からは、国税庁より、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所の情報の提供を受け、これを加入指導に活用することにより、更なる適用促進の取組を進めており、引き続き雇用保険被保険者情報等を活用して効果的な対策を講ずる。**

年度	R 4	R 5	R 6
新規適用事業所数	134,726	153,857	143,712
うち、加入指導により適用した事業所数	96,120	94,548	83,270
加入指導により適用した被保険者数	182,623	150,165	145,604

収納実績

- 滞納状況に応じた公正かつ公平な徴収対策を実施するとともに、事業所の実情に即し、適切に納付計画を立て法定猶予等を適用することにより、安定的な保険料収納の確保と収納率の向上を図る。

年度	R 4	R 5	R 6
収納額	34兆583億円	35兆1,702億円	36兆3,545億円
収納未済額	5,071億円	4,634億円	4,174億円
収納率	98.5%	98.7%	98.9%

滞納処分の実施

- 適正な納付計画の策定に応じない事業所や納付計画に不履行等が繰り返す事業所に対して、事業の継続性を考慮した上で滞納処分業務を適切に進める。なお、財産の隠匿を図る等の悪質な滞納事業所については、国税庁との連携協力により滞納処分等の権限を国税庁に委任する仕組みを活用している。

年度	R 1	R 2	R 3
滞納事業所数	142,139	160,308	147,750
差押執行事業所数	33,142	3,357	6,781

年度	R 4	R 5	R 6
滞納事業所数	140,811	142,119	140,958
差押執行事業所数	27,784	42,072	59,548

国税への徴収委任(既委任173件)
R6:新規委任24件 R5:新規委任20件 R4:新規委任2件

医療情報化支援基金による支援

1 事業の目的

技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療提供体制設備整備交付金を原資に医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援している。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。令和元年10月1日施行）

【対象事業】

- ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局等のシステム整備の支援
- ② 電子カルテ情報の標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援
- ③ 電子処方箋導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【対象事業① オンライン資格確認の導入について】

- 医療機関・薬局に顔認証付カードリーダーを無償提供（病院3台まで、診療所・薬局1台）
 - 医療機関・薬局、訪問看護ステーション及び職域診療所のソフトウェア・機器の導入、ネットワーク環境の整備、電子カルテシステム等の既存システムの改修等の費用について補助。
- ※オンライン資格確認に係る各種補助は補助金の申請受付を終了しており、今後新たな交付は予定していない。

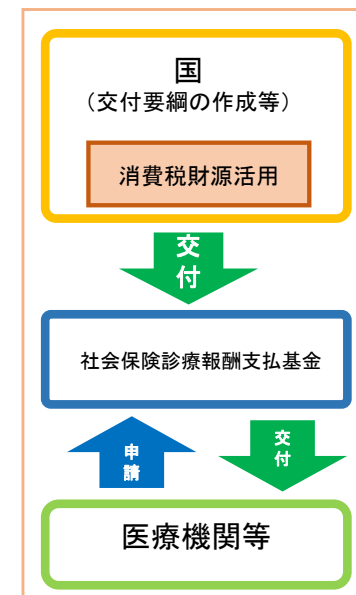
【対象事業② 電子カルテシステム等の導入について】

- 病院（20床以上）において、電子カルテ情報共有サービスに接続することを前提に、電子カルテ情報・文書をFHIRに基づいた形式に変換し、電子的に送受信するために必要な改修等にかかる費用について補助。

【対象事業③ 電子処方箋の導入について】

- 医療機関、薬局のソフトウェア・機器の導入、ネットワーク環境の整備、電子カルテシステム等の既存システムの改修等の費用について補助。

実施主体：社会保険診療報酬支払基金



⑫医療提供体制設備整備交付金(医療情報化支援基金) 2/4

オンライン資格確認導入に対する医療機関・薬局等への補助の概要 (医療情報化支援基金)

①保険医療機関・保険薬局 【申請期間：令和2年11月から令和5年9月末まで】

補助内容	病院	診療所・ 薬局 (大型チェーン薬局以外)	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)
顔認証付きカードリーダー	無償提供 (3台まで)	無償提供 (1台)	無償提供 (1台)
その他の費用 (1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等	補助率 1 / 2 (無償提供の台数に応じて、 95.1万円～105万円上限)	補助率 3 / 4 (32.1万円上限)	補助率 1 / 2 (21.4万円上限)

(参考) 令和5年4月よりオンライン資格確認導入の原則義務化。

②訪問看護ステーション

【申請期間：令和6年2月から令和7年5月末まで】

補助内容	補助額
マイナンバーカードの読取に必要なタブレット等の導入※	実費補助 (42.9万円上限)
その他の費用 (1) ネットワーク環境の整備、(2)レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等	

※訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認は、タブレット等の汎用機器で患者のマイナンバーカードを読み取る仕組み(居宅同意取得型)により運用している。

(参考) 訪問看護ステーションにおいても、令和6年12月よりオンライン資格確認導入の原則義務化を実施。

③職域診療所

【申請期間：令和6年9月から令和7年12月末まで】

補助内容	補助額
顔認証付きカードリーダー	実費補助 (9.9万円上限※)
その他の費用 (1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等	補助率 3 / 4 (32.1万円上限)

※職域診療所へのオンライン資格の導入支援を開始した時点では、顔認証付きカードリーダーの無償提供は終了していたため、無償提供における顔認証付きカードリーダーの設定価格と同額を上限に補助。

(参考) 職域診療所へのオンライン資格確認導入は任意。

⑫医療提供体制設備整備交付金(医療情報化支援基金) 3/4

医療機関への補助 (電子カルテ情報標準規格準拠対応事業)

○ 病院 (20床以上) において、電子カルテ情報共有サービスに接続することを前提に、電子カルテ情報・文書をFHIRに基づいた形式に変換し、電子的に送受信するために必要な改修等にかかる費用について、以下の補助率及び上限額で補助。

(補助の対象)

- ① 電子カルテシステムに標準規格化機能を導入する際にかかる費用 (システム改修・標準規格変換機能整備費用、システム適用作業等費用 (SE費用、ネットワーク整備等))
- ② 健康診断部門システムと電子カルテシステム連携費用

1. 健診実施医療機関の場合 (健診部門システム導入済医療機関)

補助率及び補助上限 (交換・共有する電子カルテ情報が3文書6情報)

	大規模病院 (病床数200床以上)	中小規模病院 (病床数199床～20床)
補助内容	6,579千円を上限に補助 (事業額の13,158千円を上限にその1/2を補助)	5,457千円を上限に補助 (事業額の10,913千円を上限にその1/2を補助)

※ 3文書 (①診療情報提供書、②退院時サマリ、③健診結果報告書)
 ※ 6情報 (①傷病名、②薬剤アレルギー等、③その他アレルギー等、④感染症、⑤検査 (救急、生活習慣病) ⑥処方情報)

2. 健診未実施医療機関の場合 (健診部門システム未導入医療機関)

補助率及び補助上限 (交換・共有する電子カルテ情報が2文書6情報)

	大規模病院 (病床数200床以上)	中小規模病院 (病床数199床～20床)
補助内容	5,081千円を上限に補助 (事業額の10,162千円を上限にその1/2を補助)	4,085千円を上限に補助 (事業額の8,170千円を上限にその1/2を補助)

※ 2文書 (①診療情報提供書、②退院時サマリ)
 ※ 6情報 (①傷病名、②薬剤アレルギー等、③その他アレルギー等、④感染症、⑤検査 (救急、生活習慣病) ⑥処方情報)

○ 令和6年3月～「医療機関等向け総合ポータルサイト」で医療機関からの申請受付開始

⑫医療提供体制設備整備交付金(医療情報化支援基金) 4/4

医療情報化支援基金 (電子処方箋)

事業の概要

(補助の対象となる費用)

- ア. 基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用
- イ. 接続・周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業、医師・薬剤師の資格確認のためのカードリーダー導入費用（カード取得費用は除く）
- ウ. システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、医師、運用テスト、運用立会い等

電子処方箋管理サービスを初期導入した場合（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
費用の補助内容	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円の1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円の1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額54.2万円の1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の1/2を補助

電子処方箋管理サービスと院内処方機能を同時に初期導入した場合（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
費用の補助内容	247.7万円を上限に補助 ※事業額の743.2万円の1/3を補助	169.6万円を上限に補助 ※事業額の508.8万円の1/3を補助	35.9万円を上限に補助 ※事業額71.7万円の1/2を補助	15.1万円を上限に補助 ※事業額60.3万円の1/4を補助	30.2万円を上限に補助 ※事業額60.3万円の1/2を補助

※リフィル処方箋等：リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索、調剤結果ID検索（薬局のみ）